

広島県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定による協議が、次のとおり成立した。

その関係図書は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十三年四月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類及び路線名

県道呉環状線

二 兼用工作物の位置

呉市阿賀南七丁目二五―八番六

三 他の工作物の名称又は種類

臨港道路阿賀マリノポリス一号線

四 他の工作物の管理者の名称（代表者）及び住所

1 氏名 港湾管理者 呉市長 小村 和年

2 住所 呉市中央四丁目一番六号

五 他の工作物の管理者が行う道路管理の内容（協定の主な内容）

1 兼用区域

2 管理責任

3 費用負担

4 災害復旧

5 占用許可等の取り扱い

6 占用料等の徴収

7 協定の変更等

8 効力の発生日

六 管理の期間

供用開始の日から当該県道の路線を廃止する日若しくは兼用区域における当該県道の供用を廃止する日、又は、当該臨港道路の公用を廃止する日まで